

日時 令和3年5月24日（月）

場所 特許庁庁舎9階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会

第1回財政点検小委員会

議事録

特 許 庁
目 次

1. 開 会	1
1. 特許庁長官挨拶	3
1. 特許特会の財政運営の状況について	4
1. 自由討議	11
1. 閉 会	36

開 会

○清水総務課長 それでは、皆様もうおそろいということでございますので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第1回財政点検小委員会を開会いたします。

本日は御多忙のところ、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は進行を務めさせていただきます事務局、特許庁総務課長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、小委員会委員長選任の手続を進めさせていただきます。

委員長につきましては、産業構造審議会運営規程におきまして、委員の方々の互選によって選出をすると規定をされております。事務局といたしましては、小林委員に委員長をお願いしたいと考えておりますが、皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○清水総務課長 ありがとうございます。

御異議なしと認めまして、小林委員が小委員会委員長に選任をされました。

それでは、小林委員長、一言御挨拶をお願いいたします。

○小林委員長 皆さん、こんにちは。小林麻理でございます。よろしくお願いいたします。

2019年の8月に早稲田大学のほうに帰任いたしましたけれども、2013年の8月から女性初の検査官として務めまして、2018年の12月から翌年の8月まで女性初の会計検査院長ということで務めさせていただきました。6年間余り、研究者を離れておりましたのですけれども、その間、様々ないろいろな案件に取り組みまして、私の研究者としてのものにまた更に何か付け加わったかなというふうに思っております。また研究者に戻りまして、今、鋭意いろいろ研究を進めているところでございますけれども、少しでもお役に立ちたいと思っておりますので、皆様の御協力、どうぞよろしくお願いいたします。

○清水総務課長 ありがとうございます。

では、これからの議事進行につきましては小林委員長にお願いをしたいと思います。

それでは、小林委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○小林委員長 ありがとうございます。

○清水総務課長 事務局のほうで委員の御出欠の状況及び定足数等について御説明を申し上げます。

まず委員の皆様を五十音順で御紹介いたします。

太陽有限責任監査法人 代表社員 会長 梶川融委員です。

○梶川委員 梶川でございます。よろしくお願いいたします。

○清水総務課長 青山学院大学経営学部 教授 亀坂安紀子委員です。

○亀坂委員 亀坂です。よろしくお願いいたします。

○清水総務課長 富山国際大学現代社会学部 教授 佐藤綾子委員です。

○佐藤委員 ウェブで大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

○清水総務課長 学習院大学経済学部教授 滝澤美帆委員です。

○滝澤委員 滝澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水総務課長 慶應義塾大学経済学部教授 土居丈朗委員です。

○土居委員 土居でございます。よろしくお願いいたします。

○清水総務課長 東京経済大学経済学部教授 長岡貞男委員です。

○長岡委員 長岡でございます。よろしくお願いいたします。

○清水総務課長 小林委員長を併せた7名の方に委員に御就任いただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は議決権を有する7名の委員全員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づきまして、本日の小委員会は成立ということになります。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針としてペーパーレス化を推進しておりますことから、「座席表・議事次第・タブレットの使い方」につきましてはお手元に紙で配布をさせていただき、「委員名簿」、資料1、資料2、資料3につきましてはお手元のタブレットでごらんいただければと存じます。タブレットの使い方についてお困りになられた場合にはお席で手を挙げていただくなど合図をいただければ担当の者が対応いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事の公開についてです。本小委員会では、新型コロナウイルス対応、サーバー負荷軽減等のため、一般傍聴及びプレスへのリアルタイムでの公開は行っておりません。会議後に議事録を特許庁のホームページにおいて公開をいたします。議事録については委員の皆様方に後日、内容を御確認いただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は日本弁理士会の市川ルミ副会長、日本知的財産協会の戸田裕二理事長、日本経済団体連合会 知的財産委員会の萩原恒昭企画部会長代行、日本商工会議所の山内清行産業政策第一部長にオブザーバーとして御参加をいただいております。山内部長は30分程度遅れてからの御参加になるという御連絡をいただいております。

また、委託調査を実施しているあずさ監査法人からパートナー 小松野様、シニアマネージャー 上森様にも御参加をいただいております。あずさ監査法人には特許特別会計の分析等を委託しており、技術的事項に関して必要に応じて事務局に代わり説明をお願いする場合がございます。

以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

特許庁長官挨拶

○小林委員長 それでは、議事に先立ちまして、糟谷特許庁長官から一言、御挨拶をお願いいたします。

○糟谷特許庁長官 本日はこの委員会の委員をお引き受けいただき、また本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

御承知のように特許庁の審査や審判などの業務は税金ではなく、ユーザーの皆様からいただく料金収入を原資として行われております。一般会計とは別に特許特別会計を設けて管理をしています。2008年以降、3度にわたって料金を引き下げる一方、歳出ニーズがふえた結果、特許特別会計は2014年度から赤字が続いております。歳出削減を徹底した上で、なお不足する部分については最低限の料金値上げが必要であり、今国会で特許法等の改正が行われたところであります。改正法では特許料等について現行料金を上回る上限を設定するとともに、具体的な料金は政令に委任をされました。この政令は来年度の料金上げを念頭にこの秋までに決定する予定であります。改正法の審議の過程においても指摘されましたが、具体的な料金が政令に委任される中、より一層の情報開示、より高い説明責任を果たす必要があると考えております。

また、これまでの経緯について我々としても反省すべき点もあります。例えば、今日の資料1の35ページにあるのですけれども、2014年度には既に定常経費だけでも歳入を上回っており、システム改修も再開していたのに2016年度から再度、料金を下げること

をいたしました。これは見通しを誤ったと言わざるを得ません。また、2019年度になって本格的な対応が始まったわけですが、2014年度から赤字が続く中、もっと早期に着手できなかったのかという思いもごさいます。人事異動で職員が交代しても特許特別会計を継続・安定的に管理するため仕組みの見直しが必要ではないか、こうした問題意識の下にこの委員会をお願いした次第でございます。

第1回目の本日は特許庁からの現状報告の後、歳出管理、歳入見通し、剰余金の適正水準など、財政運営の考え方、また予実管理や情報公開の在り方などについて先生方から忌憚のない御意見をいただきたいと思ひます。今回と次回会合では今後の財政点検の基盤となる事項を御審議、御議論いただくこととなりますので、とりわけよろしくお願ひしたいと思ひておひります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○小林委員長 ありがとうございます。

特許特会の財政運営の状況について

○小林委員長 それでは、議事に入ります。

本日の議題について事務局より御説明いたただき、その後、質疑に移りたいと思ひます。事務局からの説明をお願いいたします。

○齋藤総務課企画調査官 ありがとうございます。総務課の齋藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料1をごらんください。前方のスクリーンにも映し出しています。

2ページからですけれども、この小委員会の背景に関してです。特許庁は出願料等の料金の収入を財源とする特許特別会計で運営しています。昨年の秋から基本問題小委員会において財政状況を含めて御審議いただきました。審査の迅速性や品質、ユーザーの利便性が引き続き確保されることが前提であって、引き続きの歳出削減によってもなお不足する部分については、必要最低限の料金体系の見直しにより歳入を確保することが必要と取りまとめられています。また、財政運営の状況について、より充実した情報公開を行った上で、専門家・第三者による検証を定期的に行うことが提言されています。以上を背景としまして、この財政点検小委員会が新たに設置されています。

3、4ページは基本問題小委員会の抜粋でございます。

6 ページは、この資料の目次です。まず冒頭、歳出・歳入の全体像、それからそれぞれの個別論、将来の財政収支、情報開示の在り方という構成です。

8 ページからの歳出・歳入の全体像です。令和3年度予算についてです。歳入は全体の約4分の3を特許が占めていて、過去に登録された分の特許による特許料等の収入の増加から対前年度比で25億円、すなわち約2%の増加を見込んでいます。また歳出については、人件費、審査審判関係経費、情報システム経費、その他政策経費等が約4分の1ずつです。歳出は対前年度比で87億円の減、すなわち約5.3%の減と、歳出削減の努力を行っております。個別の項目につきましては、9 ページに記載されていますように先行技術調査外注費、情報システム経費、INPIT 運営費交付金などの大規模な経費も含め、削減しています。

それから10ページの歳出・歳入、剰余金の推移です。2000年代当初の方から剰余金が積み上がり、2008年以降、特許料等、各種料金の引き下げを行いました。その後、中国語文献をはじめとする審査負担の増大や、システム最適化計画、それからアスベスト対策としての庁舎改修等の歳出も増加しています。そして、2014年から歳出が歳入を上回る赤字の状況が続いています。また、コロナ禍のデジタル化推進のために更なる追加的な投資の必要性が生じています。

以上、全体像ですが、11ページ以降に個別の特許権等に係る収支の比較を示しています。11ページ、特許権が全体の約4分の3を占めるということで、この収支の構造が全体の収支にも大きく影響しています。

12ページ、意匠につきましても同様でございますが、額自体は少ないです。

13ページ、商標に関しましてですが、例えば2012年あたりで見ますと非常に歳入が多かった、その黒字の傾向は続いているのですが、黒字の幅は縮小しているという状況です。

14ページ、PCT 国際特許出願に関する部分です。企業による国際展開を支援するという観点から、PCT の料金を従来から低額に抑えてまいりました。また、PCT の出願増を受けまして、赤字の幅が大幅に拡大しているといった状況です。

続きまして15ページ以降、歳出ですが、16ページは全庁コストの費用別の内訳を示しています。

17ページは特許庁が扱っている特許、意匠、商標、PCT 毎のコスト内訳を示しています。

18ページ以降は歳出のうち、大きな割合を占める検索外注や情報システムに関する説明です。18ページについて、限られた定員の中で審査負担の増加に対応するために外部のリソースを活用しています。その結果、例えば、2009年あたりですと約29月であった審査順

番待ち期間が2013年以降、約10月程度に抑えられています。

19ページは、その外注を行う登録調査機関の選定方法です。価格・技術の両面において競争性を確保していき、外部の有識者からなる選定会議での審議を得て登録調査機関と発注件数を決定しています。

20ページです。急増する外国文献に対応すべく、2014年から英語の特許文献の検索外注を本格実施していますし、また2018年から中・韓・独語といった文献も追加し、外注範囲を拡充しています。右上のほうに示されたとおり、内国と英語の文献検索の単価の推移は、赤の折れ線で示しましたとおり、減少させている。また右下の折れ線で示しましたとおり、公募において競争が生じた区分数、こちらは技術分野ととらえていただいても構いませんが、その数も増えています。こういった競争環境の確保により、外国文献検索の外注を限られた予算の範囲で効率的に実施しています。

21ページ以降は情報システム関係です。こちらも限られた定員の中で増大する審査負担に対応すべく検索システムの強化等を行っています。開発に当たっては外部の有識者からなる技術検証委員会において監査、助言を受ける体制を整備しています。

22ページですが、特許庁自身の発注者能力を高めるという観点から、長官ヘッドで情報化推進本部を設けまして、プロジェクトの管理を行っています。

23ページ、先ほど御説明しました技術検証委員会の方からは、特許庁では発注者能力を高めるため、様々な取組を行っている。失敗から立ち直った特許庁の取組は霞ヶ関のシステム開発の範となるものである。また、世界に誇ることができる立派な取組を実施しているといったコメントもいただいているところです。

24ページ、システム経費につきましては、削減に向けた取り組みを進めています。ハードウェア費用の削減ですとか運用管理費の削減、また、開発案件の大幅な絞り込みなどを実施しています。AIを活用した開発を内製で実施しています。

25ページ、現在、諸外国特許庁に対して財政関係のアンケートを実施しています。システム関係経費に関しまして、これまでの調査の結果を示しています。日本国特許庁においてはシステム関係経費は約4分の1と先ほど申しましたけれども、英国や米国においても同様の割合です。

26ページ以降は歳入に関する部分です。

27ページ、出願料や審査請求料といった権利化前の費用は政策的に実費を下回る水準で設定しています。特許料といった権利化後の費用は政策経費を含めて全体の収支を balan

スさせる水準で設定しています。これまで権利化前の費用は法律で上限を定め、具体的な金額は政令で規定されています。権利化後については具体的な金額が法律で規定されていたものを、今般、法律で上限額を定め、具体的な金額を政令に委任するように改めています。

28ページです。2008年以降、剰余金を還元する理由から段階的に引き下げを実施しています。今般の法改正では、現在、法定されている特許料や登録料について法律で上限を定め、政令に委任するように改めています。併せて、特許料や商標登録料の上限額を現行よりも引き上げ、また実費と料金の乖離が大きいPCTについても上限額を引き上げています。

29ページ、30ページは諸外国特許庁における料金改定の動向でして、次のページの商標も含めて、全体として日本は近年、値下げしてきました。また、他の国では値上げが多くされてきました。

31ページ以降は各国の特許料金の水準の比較です。我が国の特許料金等は比較的低額に抑えていまして、特に欧米より低額です。

34ページに移りまして、将来の財政収支の観点です。

35ページです。特許特別会計における歳出額の推移です。システム経費のうちでも定常的にかかる部分と、それから刷新部分とに分けていまして、歳出全体も定常経費と投資経費に分けています。投資経費の中には庁舎改修費も含めています。審査環境の複雑化を背景としまして、定常経費のみでも単年度赤字の状況が続いていますが、定常経費については、システム運用経費の削減や外注費の削減に既に着手しておりまして、2022年度以降、早期に定常経費を現行料金体系下での歳入を下回るものとするべく、引き続き歳出削減の取組を継続してまいります。

36ページですが、特許庁が費用負担をしてございます特許印紙予納から、口座振替へのシフトや、また中小企業向けの減免制度の適正化も行うこととしています。こういった取組を通じて費用の縮減を図ってまいりたいと考えています。

37ページです。財政運営上の制約について説明しています。資金繰り目的での短期的な年度内での借入については要求時にあらかじめ要求しておけば可能ですが、年度を跨ぐ借入は認められていません。このため、現在の剰余金水準を見ましても計画的に確保しておく必要がございます。また、剰余金と申しますと何か配当可能利益であるかのようにも受け取られ得るわけですが、これから審査の着手を行う際に必要な費用等も含みますので、その内訳や考え方を示すことによって説明していくというところが必要かと存じますが、

その考え方を示すこと自体は制約はないものの、名目としては「決算剰余金」といった形になりまして、「積立金」といった形での資金の保有は認められていません。

38ページです。監査法人の方によれば、一般的な考え方に基づく特許庁における剰余金の例は表のとおりでございます。使用時期や使用確度に差異があるものの、例えば直近の翌月の債務の支払いに係る費用は運転資金として必要ですし、それから今後、審査を着手しなければいけない部分については前受金として必要ですし、賞与や退職金のための引当金等、庁舎改修、システム開発費といった項目が考えられるとされています。

39ページです。先ほど御説明させていただきましたように、歳出削減によって定常経費が現行料金体系下での歳入を下回ったとしても、安定した財政運営のためにはシステム刷新経費や庁舎改修費といった投資経費を2030年代半ばまでに約2000億円程度必要。それから、災害等不測の事態に対応するためのリスクバッファとして400億円程度必要と事務局として考えているということが基本問題小委員会の取りまとめにも含まれています。その内訳をこの水色のところで示しています。システム刷新は、現在も行っています。その総費用は1275億円、うち支出済みの678億円を除く597億円が2026年度までに必要。次期の刷新につきましてもほぼ同額が必要としますと、システム刷新経費としては1870億円が2030年代半ばまでに必要。庁舎改修経費につきましては、これは概ね30年サイクルと見ています。現在も庁舎改修を行っていますけれども、総費用が584億円、単純に年数割しますと2030年代半ばまでに約3分の1である190億円程度を確保する必要がある。合計しますと2000億円程度を2030年代半ばまでに確保する。すなわち、毎年度150億円程度を確保する必要がある。また、リスクバッファに関しましては諸外国の動きを見まして、仮に3ヵ月間程度歳入がなくても業務継続が可能な水準としまして約400億円程度とさせていただいています。

40ページです。こちら、USPTOにおける運営準備金、剰余金の考え方を示しています。ポイントは2つ、特許の部門と商標の部門、それぞれに分けて運営準備金が維持されていること、また、①最小計画目標として最低限必要な目標、それから望ましくは持っておいたほうが良い目標として②最適準備金目標といった2つに分けて管理されていること。現状、この②の最適準備金までには到達していないようですけれども、こういった考え方を含め、現在、諸外国特許庁に対してアンケート調査を行っていますので、その結果も踏まえながら我が国の検討の参考にしてまいりたいと考えています。

41ページ以降はシミュレーションの考慮事項です。

42ページです。こちらは基本問題小委の資料の中でも内容としては含まれていました。歳出の実績を水色で、歳入は赤色で示しています。オレンジ色の点線は、2011年度以降、特許や商標の料金改定がなかった場合にはこういった形で推移してきた。毎年度、100億から200億円程度を超える増収があったであろうといったところです。こういった背景から値戻しについて御説明させていただいているところです。

43ページです。過去の歳入における予算と実績の比較をしています。最大でも6%程度の乖離です。

44ページ以降、3ページにわたって歳入のシミュレーションについて説明しています。44ページについては、コロナ前からこういった形でシミュレーションを行ってきましたというものです。例えば、特許の出願料については対前年度比で1%減で推移、それから商標については対前年度比で3%増で推移、PCTは対前年度比で5%増で推移というシミュレーションでした。

その上で、コロナを踏まえましてどのように改めたかという点なのですが、済みません、1ページ飛ばさせていただいて46ページでございます。特許につきましては、2020年度に関しましては対前年度比で7%減ということで、一旦へ減少するわけなのですが、それが2年程度で戻って行ってコロナ前トレンドまで復帰するのか、それともその下がった水準からコロナ前トレンドと同じ割合で推移していくのか。それから商標に関しましては、こちら、審査の対象となる出願については2020年度、減少していませんので、そのままのトレンドで推移するといったものと、また、より慎重に2019年度からは横置きという二通り準備しています。それからPCTに関しては、5%増がコロナ前トレンドでした訳ですけれども、2020年度は8.5%減と見積もっています。一旦減ったものがコロナ前トレンドまで復帰をするのか、それとも減った状態から同じ割合で増加するのか、それとも減った状態から横置きなのかといったパターンです。商標やPCT、増加傾向に元々あったというものに関しまして、その増加傾向が維持されるのか頭打ちであるのかという観点、それとコロナの影響から回復するのか、回復が限定的なのか、回復しないのかといった観点で、予測される歳入が多いほうから高位、中位、低位というシナリオです。

済みません、1ページ戻っていただきますと45ページですが、いずれのシナリオにおきましても、2023年度までは登録された特許料が積み上がってくる、そこまでは歳入が増加し、その後、高位シナリオでは横ばい、ほかのシナリオでは減少傾向といったところです。なお、具体的な今後の料金改定額については、政令改正に向けて今後の検討とさせていただ

だいていますので、ここでは反映していません。

47ページでございます。こちらはこれまでの出願方針につきまして、一般的なアンケートを実施しました。長期的に見るとある時点よりも厳選する出願方針に変化しているという回答が半数以上を占め、右下のほうですが、3割の方が更に厳選する。それからまた、もう既に多く減少しているために今後は変化しないといった回答も多くあります。

48ページです。こちらは一般的なアンケートの結果を示しています。料金が値上げされた場合に重点的に取り組む必要があると考えるものは何かという質問に対して、一番多いものが、保有している国内の権利の数を減少させる。続いて出願件数／審査請求件数を減少させる、それからまた企業さんにおかれましては事業部のほうで権利の棚卸し等の判断を行っているために、知財の総予算額としては結果として増加するといったところもございます。

また49ページです。こちら、PCT に関する費用に関してまとめてあります。例えば、日本特許庁で予備的な見解を出した後、それを踏まえて各国の国内段階に入っていただくわけなのですけれども、その各国、例えば欧米等に入っていく際に、代理人費用も含めて権利化に各国で必要とされる費用の平均を示しています。100万円以上という回答が多くあります。それから国内移行する国数としましても、3カ国以上のものが多くあります。

51ページ以降は情報開示の在り方についてです。特会法に基づいて、予算・決算及び貸借対照表等を公表していますけれども、こういった内容をもう少し充実させて、今後の情報公開の在り方について検討できればと考えています。

53ページ以降でございます。御議論いただきたいことを項目別にまとめてございます。歳出につきましては、特許庁の歳出削減に向けた取組に対する評価、調達方法が適正か、また歳出の適正を確認するためにこういったデータを指標として注視しなければならないのかといったところ です。それから将来の財政収支、剰余金・歳入関係ですが、剰余金の水準としてはこういった範囲が適正であるのかといった観点です。また金額ベースの数値が判明する前に審査請求件数ですとか国際出願の件数を見れば全体の歳入予測もできるわけなので、歳入が見通したとおりであるかどうかを確認するために、こういったデータを含めて、こういったデータを指標とし注視しなければいけないのかという観点です。それから今後、料金体系を見直すに際して留意する事項です。

54ページにつきましては情報開示の在り方、それから4.その他としましては、検討に必要なデータや視点が更にございますかどうかという点。

最後、4.（2）でございます。具体的には55ページの表に記載しています。本年度につきましては全3回を予定していますが、定例化してまいりますと毎年2回を予定しています。秋の小委員会においては決算の数値が出ていますし、また歳入見通しも立てられます。それに伴って剰余金の状況を提示させていただきながら点検いただく。それから、更なる歳出削減の要否についても御議論いただくといったところで考えています。また、予実管理の観点ですが、予算と実績の差異を見ながら実施状況をダッシュボードのような形で点検いただきまして、料金改定の要否についても御議論いただければと考えています。また、夏に概算要求が出されますので、その報告も加えています。春の小委員会においては、年度が明けたというところですので、事業実施の状況ですとか、また金額ベースは難しいとしましても、件数ベース、とりわけ暦年での件数は必ず出ていますので、そういったものに基づく歳入の見通しの御報告。それから、予算についても、成立されている想定ですが、ご報告、夏に向けて概算要求について主要な論点があればこういった御報告、これら御報告を踏まえた御議論とさせていただいています。また、秋の小委員会において料金改定の要否について御議論いただいた結果を踏まえて、必要に応じて料金改定の方針についても御議論いただければと書かせていただいています。

以上、資料の御説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

自由討議

○小林委員長 それでは、自由討議に移りたいと思います。資料1の御議論いただきたいことにまとめた各論点を参考に御意見をお願いできればと思います。

議論の方法ですけれども、庁議室にいらっしゃいます委員の皆様は御発言の際は挙手いただくようお願いいたします。またオンラインで御出席の委員につきましてはチャットに発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際にはカメラとマイクをオンにさせていただくようお願いいたします。

それでは早速、自由討議に入りたいと思います。まず最初の項目、歳出についてはいかがでしょうか。どこの観点からでも構いませんので、御発言をお願いしたいと思います。

滝澤委員、どうぞ。

○滝澤委員 初めに発言させていただいて恐縮ですけれども、外注費というのに注視され

ておりますけれども、素人考えなのですが、その関係で、例えば特許庁内で自前で、何と
いいますか、熟練を育てていくというような方向も長期的には考えられるのではないかな
というふうに思いました。それはなぜかという、以前、事前に説明していただいた資料
の中に日米欧中韓特許庁の特許審査官数の推移というデータがあったのですけれども、海
外、特に中国とかアメリカはすごく特許審査官数の推移を見ると右肩に上がっていて、も
しかすると任期付きの方も含まれているのかもしれないのですけれども、そういう人数が
増えておりました。それで、なぜ海外でそのように増やしているのかというのに疑問を持
ちましたし、日本でもそういう方向で検討の余地ができるのかどうかというようなことを
お伺いできればと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。

事務局のほうでお答えいただけますでしょうか。調査に関する委託、お願いいたします。

○野仲調整課長 特許庁調整課の野仲と申します。よろしくお願いいたします。

御質問いただきました件、当然諸外国では審査官の数を増やしておりますので、特許庁
といたしましても審査官の数が増やせれば大変ありがたいところではございますけれども、
日本の場合、国家公務員の定員の問題がございまして、なかなかその枠を抜け出すことが
できないということがございます。任期付き審査官の採用等も含めて定員増加の要求も行
っておりますし、一定数は確保できておりますけれども、それで不足する部分については
外部の力を頼らざるを得ないというところで、検索外注という形をとらせていただいでい
るというのが現状でございます。

○小林委員長 ノウハウを特許庁のほうで内製化するというのと、それから外注すると
いったときに、その割合といいますか、ミックスということがあると思うのですけれども、
そうすると質のレベルの確保とか、あるいは迅速性の確保とかといった意味、つまりタイ
ムリーな審査を行っていくということからすると、単純に考えれば内製化したほうが、コ
ストの面は別として、すごくいいのかなというふうに思うのですけれども、その辺の外注
したときのメリットとデメリットのところですね、そのところをもう少し御説明いただ
ければと思います。

○野仲調整課長 御質問、ありがとうございます。当然、質の担保というところは非常に
特許審査においては大事なところでございます。これは外注の調査業務実施者の方は、き
ちんと資格をとって研修を受けた上で調査業務実施者になっていただくということをして
いることと、それから1件、1件、審査官に対して報告したものについては各審査官が評

価をして、それを点数でお返ししております。また、その評価点の積み重ねたものを各登録調査機関の翌年度の公募の際に参考にさせていただいて、質の点もきちんと公募のときの評価の対象にするということで、質の悪いところは当然、翌年仕事がとれないという可能性もありますので、そういう形できちんと質を担保していただく。それから審査官については評価をするだけではなくて、当然サーチャーさん、調査業務実施者の方に対して指導をする。検索の観点が間違っている、こういう形で見ただけがいい、こういう把握をしたほうがいいということは当然自分の仕事の効率化にもつながりますので、そういう形で調査をしていただいているサーチャーの皆さんの指導も適切にしております、なるべく適切な質が担保できるように努めております。

あとタイムリーにというところでございますけれども、こちらは、毎月計画を立ててきちっと発注件数を決めて、対象案件を提示して、それを納品していただくという形で管理をしております。また効率を上げるために、以前から、特許庁に来ていただいて、直接、審査官に説明をいただくという形で、審査官の把握にも役立ちますし、審査官に説明をいただいたら、なるべく短期間に審査の処理を進めるということでスピードを上げていくということをやってきております。また最近、コロナの影響のせいで対面でそういう話がしにくいということもございますので、オンラインでサーチャーの方と審査官とが対話をするということも進めておまして、その意味では移動を伴わないので対話をする日の設定がしやすくなり、より短期間で説明できるというようなこともできております。

また質という面で1点、申し忘れましたが、審査官の多くの者は、大学等を出てそのまま採用されてくるので企業の開発現場等での経験が少ないというところがございます。一方、多くのサーチャーさんは企業の第一線で研究開発をやっていた方がたくさんいらっしゃいますので、そういう知見を使うという意味では、非常に質にも貢献いただいているという認識でございます。

長くなりましたが、以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

多分、スライドの9ページのところの審査審判関連経費といったところがどういった体制でこの費用になっているのかといいますか、そういうことの御説明がもう少し要るのかなという感じがしますけれども、滝澤委員、付け加えて何か。

○滝澤委員 今、委員長がおっしゃったように、私も内製化して熟練度合いを上げていく、それは公務員をふやす必要がありますが、それはすぐにはなかなか難しいのかなと思いま

す。ただ、やはりヒューマンキャピタルの蓄積という意味では教育をどんどんして質を上げていくということは必要、もちろん外注の方が質が悪いとかそういうことではないのですけれども、ここの費用がというような話になってきますと、もしかすると長期的にそちらのほうが費用面でいいのかなという、そういう推測がありましたので質問させていただきました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか、土居委員、どうぞ。

○土居委員 今の滝澤委員のお話で、単に公務員の数を減らせばいいというわけではないという風向きに変わってきている、今回のコロナによって特にですね。それ以前からもその雰囲気はありましたけれども、少なくとも働き方改革だとかいろいろな観点から風向きが変わりつつあるとは私は思っております。それに加えて、特許特会の独立採算制であるということに鑑みますと、一般会計でお金を出してもらってから定員を増やしてくれという話とは筋が違うというところをもう少し強調されてもいいのかなと。もちろん、特許特会もそんなにすぐにどしどし人を増やせるほどを余裕があるということではないということなわけではありますけれども、今までの2000年代以降といたしましうか、その行政改革の流れとは少し、転換点が今、来ている可能性がある。特に公務員定数に関してはですね。なので、定員増については、少し可能性を探ることぐらいはチャレンジされてもいいのではないかと。一般会計から繰り入れをもらって人件費を増やすという方法で定員増と言っているわけではないということは、他とは違うということはあるのではないかと思います。

それから、御説明いただいた歳出改革の取組は、私は非常によく頑張っているという印象なので、だんだん乾いた雑巾になりつつあって、絞ってももうそんなに水は出ないみたいな、そんな感じになっているということなので、どちらかというとも財源確保のほうに注力するというところをお考えいただいたほうがいいのかなというふうに思います。

私からは以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 論点、幾つかあるとは思いますが、まず歳出で、53ページで歳出の適正性を確認ということで、多分、支出自身、かなり御努力いただいて絶対額として下げられてきている、個別項目としてですね。この場合、歳出の適正性というのは、こういう

独立採算でおやりの事業の場合、基本的にまず事業執行のコスト面で言うともう少し、これは多分管理されているのだと思うのですけれども、業務執行の物量単位に対してのコストというのでしょうか、その辺を少しより見える化していただくということはあるのではないかなと。それをおやりになる過程で当然、変動的に係るコストと固定的なコストということがきちっと把握されて、KPI として変動的に係るコストの単位当たり業務執行の合理化ということと、あと固定的なものというのはそれなりに全体のポリシーの中でおやりになる。本当はそのコストのお話と独立採算の場合は対価ですね、収入のほうの対応関係をどうされるかによって実は適正なコストとは何ぞやという話があって、一般的な営利性のある事業であれば当然、幾らコストがかかってもそれに見合う対価が受け取れれば、逆に言えばコストをかければかけるほどいい対価がとれるのだったら、それはそれで適正なコストということなのですが、パブリックなサービスの場合には収入と原価が、ある意味で一番パブリックであれば収入とコストは全然つながらないことですが、ただこの手の独立採算の特別会計の場合には多少はそこはつながるのだけれども、収入サイドでどう負担してもらうかという今の出願料と登録料というような、それとの関係で実はコスト自身が適正かどうかというのは、歳出に対する付加価値をよりつければもう少しとっていいのではないかという話とどうバランスするかというところがあるとは思いますが、その辺、ちょっと最後、話がこんがらかったようになってしまったのですけれども、歳出自身の執行効率と、それからそれをどうやって賄うかという配分というのでしょうか、収入のお互い依存の配分、この2つをちょっとセットで考えさせていただくというのではないかなという気はいたしました。

○小林委員長 ありがとうございます。

今のはすごく重要な論点だと私は思っています、つまり、歳入の部分と歳出の部分というのはつながっているのですよね、この場合は。ですので、例えば出願料とか審査請求料の部分はコスト分析といいますか、審査請求料のことはやはり原価ベースで考えていけないといけないと思いますし、特許料の、何年間特許をとると有効だということでは、とった方の経済的便益ベースみたいなことも考えたほうがいいかなというふうに思っています、大変そういうことを歳出と歳入の関係ということで考えていけばよろしいのかなと、ありがとうございます。

ほかに、亀坂委員、どうぞ。

○亀坂委員 私も歳出を単独で議論することというのはやはり難しい面があるなと感じて

おりまして、と申しますのは、やはり質を担保するというか、きちんとした一定のレベルを確保するというのは非常に重要だと思うのですね。質を担保するとなると、やはり歳出としてカットしてはいけない部分というのはどうしても出てくると思うのですね。例えばなのですけれども、スライドの20ページはすごくいい例だと思うのですが、私たちが大学院生の修士論文とか博士論文を審査するときに非常に気になっていることがあります、大体8割、9割は中国人の留学生なのですが、中国語文献を引用されていてもほぼ、ほぼチェックできないのですね。チェックできない文献を引用している論文を評価するというのは非常に難しく感じていて、そういった外国語文献をチェックするというのは、やはり特許庁で審査を行うのでは、我々のようにきっと合っているのだろうというのでは許されないのではないかという気がするのですね。だから、歳出としてカットしていいもの、カットしてはいけないものというのがやはりあって、一定の質を確保するためにはやはりこういった質を担保するための歳出はカットしてはいけないものだとは私は思うのですね。

もう一つ気になるのが、資料にもあるのですけれども、データのバックアップセンターとかバックアップサーバーのカットとか、それっていいのですかと思うようなカットの案みたいなのが幾つか箇条書きにされているのですが、先ほど滝澤委員とか土居委員が、人が足りないのではないかとこのふうにおっしゃっていましたが、経済学だと資本を投入するか労働を投入するか、資本をカットしたら労働投入を増やさないと多分労働力、今度は労働集約的な作業が必要になるのではないかと思うのですね。機器の入れ替えを遅らせたり、安価な機器を使ったり、この中で、ただでさえ我々も在宅勤務でPC関連機器への支出の負担が増大しているにもかかわらず、今の時代、例えばサイバー攻撃に備えるのももっとしなさいとかいって大学からも言われているような状況で、カットしてはいけないものまでカットする案が結果として上がってきてしまっているように思うのです。ですので、もう少し質を確保する、担保するという面で、歳出カットに関してはより慎重にしていきたいなと思いました。

○小林委員長 ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今の、歳出の適正性について審査関係のところについてのお話は、伺っていて全く同意するばかりでございます。私のほうからは歳出の中でも投資経費の適正性についてもぜひ慎重に御検討するべきではないかということをお願いしたいと思います。特にシステム、それから庁舎改修ということが大きな案件として挙げられているのですが、シ

システムについての御説明が、機能などのパフォーマンスに関する情報中心となっていますが、民間企業の場合でもシステムの効果と投資コストの評価というのは外部からは非常に見えにくいものであると認識しております。今後もここが投資コストとして大きな金額であるというふうにお見受けいたしますので、先ほど来の議論のとおり必要なものをカットしてはいけないということが重要なのですが、一方でこのコスト自体がほかの代替案と比べて妥当であったのかというところも重要な視点なのではないかと思えます。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

庁費についてもということでございます。

長岡委員、どうぞ。

○長岡委員 どうもありがとうございます。今までほかの委員の方がおっしゃった点と共通の点ですけれども、知財制度の質を実現していくことが大変必要で、独立会計であるというのはまさにそういうことが背景にあると思えます。コストを削減するのが最も大事になっている印象が全体的に出ている面があり、やはり審判にしても異議申立にしても、こういった機能が全体として機能していく、それへの支出は惜しまないという政策が大変重要ではないかなというふうに思います。

ただ、削減の例が書いてありましたけれども、中小減免などについては、政策効果を点検して行って、必要に応じて政策内容を修正していくといったことも必要だと思いました。

それから検索外注は非常に興味深い例で、私も研究をしたことがありまして、検索を外注をされたもののほうが審査は速いですし、それから後で審判になる確率も低く、審査のクオリティは高いことがわかりました。その原因は、先行文献に照らして発明を評価する仕事は、1人よりも2人の方がいい面があるということではないかと思えます。外注をすれば予算はかかりますけれども、人手不足への対応でいろいろなイノベーションが日本で起きたと同じように、人が抑制されていることで起こるイノベーションというものもあって、先行文献の外注というのはそういった面もあると思えます。ただ定員だけではなく予算も制約されると、工夫の余地がなくなってくる。特に情報化投資については今後、AIの活用とかセキュリティとかいろいろな課題が出ている中、経費削減でとにかく最小限の投資とするとしてあるのは心配で、むしろ情報技術を活用して審査の質とかスピードを上げられる余地があれば、それをどんどん試していくというのが重要ではないかなというふうに思っている次第です。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

知財の重要性と申しますか、それは日本の競争力にもつながってきますので、非常に重要なことだと思うのですね。今、非常に重要な御指摘いただいて、つまり外注のところの、これはモニタリングをどういうふうにと申しますか、うまくやっているのかということも、特許庁のほうのそういう任務だというふうにするのですけれども、先ほどお話があったように、質を担保した上でいかに知財の重要性と申しますか、そここのところで特許庁の役割というものを明確にしていく。これは説明責任のところでもそういうことは重要だと思いますので、そういう一方向の面ではなくて、やはり多角的にと申しますか、多面的に検討する必要があるというふうに思いましたので、剰余金の問題もあるのですけれども、2番の将来の財政収支、歳入の部分も含めて議論したいと思っておりますので、どうぞ御意見を願ひできればというふうに思います。

土居委員、どうぞ。

○土居委員 歳出以外のところで少し何点か申し上げさせていただきたいと思っております。まず剰余金なのですけれども、特別会計制度では確かに御説明があったように、今の特別会計法では特許特会で積立金という仕組みは認められていないので剰余金と。もちろん、剰余金は剰余金で、事実上ストックになっているものについては財政投融资特別会計だと思うのですけれども、預託ができて、その預託から金利収入相当分が特許特会に入ってきている。ただ、残念ながら今は減っているのでそんなたくさんは入ってこないけれども、入ってきているという意味では、事実上、積立金と言っていいような状態でストックになっているということではある。ただ剰余金の根拠を示すというところがやはりこれから更に大事になってくると、御説明があったとおりでありますけれども、更に積み増しが必要であるということと、それはしっかりとした根拠があると。なので、どこまでこの特別会計法改正という話にまで大ごとにするかどうかはちょっと御判断いただくとしても、何らかの御検討はされてもいいのではないかと。

例えば、財政投融资特別会計には金利変動準備金と申して、借り入れている金利と貸している金利の逆ざやが起ると赤字になって、赤字になるときに、その赤字補填を一般会計でやってもらうというわけにいかないのです、これまでの貸し出しによる収益を蓄えて積立金にしているという、そういう仕組みは現にあるわけで、他の会計で申すね。積立金制

度を法改正までして導入しないとそれができないというわけではなさそうではあるのですが、ただ説明責任というか、透明性というか、何のために剰余金があるのですかという、単年度で歳出と歳入の差額がそうだったからですというのではなくて、もう少し、今後こういう投資が必要で、そのためにあらかじめ備えておくためにそういう剰余金が出るような形で運用していますという説明が恐らく必要になってきて、そのときにはなぜその金額の、今の仕組みで言うところの剰余金が必要なのかというのは、積立金という形で元々貯め置いてあるという形でバランスシート上のストックとして計上されたほうがより説明はしやすくなるのではないかなというふうな印象を私は持っています。そうならば、特別会計法改正が必要なのですけれども、その法改正が必要なかどうかというところを含めて今後、事務局で御検討されるといいのではないかなというふうに思いました。

それから、あと幾つかシミュレーションを御説明いただいて大変イメージがわきやすくて、私としても勉強になりました。その点で言うと、アンケートの回答者から特許料等が上がった場合にどう対応されるかということをお返事いただいて、それはそれとして非常に有益な御回答だと思うのです。けれども、もう一步踏み込んで、willingness to pay というのは、支払意思額みたいなようなものも、もちろん各社それぞれお答えになる金額が違うということがあっていいということを前提に、支払意思額みたいなものを多く出願されておられる社からアンケートなりとって、どのような分布になっているのかというところを事務局でも把握なさると、これぐらい上げるとこれぐらい特許の数が減ることになるとかという、価格弾力性のようなものがそれなりに把握できる可能性があつて、そうすると、別に特許特会の使命はそれだというわけではないのですけれども、収入最大化の、つまり出願料掛ける出願数というか、そういう積、もちろん特許だけではないのですけれども、ほかのものもありますけれども、単価掛ける数量の、単価、つまりそれぞれの料金、掛ける数量である収入が最大化される出願料・特許料水準とかというものがどれぐらいの水準なのかというのが、何となく目星でもつけられると、ここはこれぐらい上げても大丈夫だとか、これはちょっとここを上げると結構出願者の行動を変えてしまうことになるとか、そういうビヘイビアの影響を分析できたりするのかなと思ひまして、今後、シミュレーションを更になさるような場面があつた場合には、そういうこともあるのかなと思ひます。もちろん、当面は費用相当分ぐらいはお支払いいただきたいという話からまずは入るのではないかなと思うのですけれども、それに加えて、今後、投資経費のためにストックしていかなければいけないということになると、単年度で言うと収支相償では

いけないということになりますので、そうすると将来のために多めに特許料を払ってくださいと言わなきゃいけないのですけれども、かといって値段を上げすぎると逆に特許出願が減ってしまうとかというようなことになると、何のために特許料を上げたのだかという話になってはいけませんので、そういう特許料の水準と出願との関係で収入総額がどうかということもいろいろ御検討されるといいかなと思います。

最後に1点だけ、早期審査の仕組みがあるということなので、早期審査に着目した料金設定というのはあってもいいかなという気はしています。どういうことかということ、先ほど来、梶川委員をはじめ、当然幾ら払うかということとどういうサービスが受けられるかという歳出面ですね。そのバランスを見るということは私も非常に大事だと思うのですが、ベーシックな部分は余り、そんなに変わらないといいますか、出願なさった方に与える便益ということで言うと、もちろん出願された方が特許なり商標なりを登録できて、そこから先の便益というのはあるにしても、出願するということだけの便益ということで言うと、そんなに人によって大きく変わるというほどのものでもないかもしれない。だとすると、1つ違うところがあるとすれば、早期審査を受けられた場合、早期に結果が出てくるから、それによって時間をお金で買えるという、そういう可能性というのはあり得るので、早期審査を利用される方に少し多めにお金を払っていただくとかというようなことはあるのかなと思います。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

いろいろ論点を提起していただきまして、剰余金の根拠ということを示すということ、法改正も視野に入れてということですのでけれども、あと特許料の水準ですね。やはり特許料を、申請して出願した方にそれによる、これはプライシングの問題にも関わっていて、その方がそれで将来キャッシュフローをどのぐらい得られるのかみたいなことがあれば、その便益に見合った料金は、本当に willingness to pay だと思うのです。だから、その観点を入れて特許料の水準を考えるということと、まさしく早期審査というのは本当にお金の時間的価値といいますか、それを得ているわけですので、そこに着目した料金設定というものも検討する必要があるということだと思います。

ほかにはいかがでしょうか。梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 剰余金の適正な水準のお話なのですが、こちらで言う剰余金というのはある意味では企業会計での剰余金と資金繰りの要素と両方が合わさっていて、事業変動のリス

クバッファの部分のお話と、資金調達の制約があるので、歳出、歳入のタイムラグに対する資金繰り手当ての要素かあると思うのですね。本来、企業で言えばそれは資金繰りのほうの話で、資産サイドというか、流動性をどのぐらい持っていなければいけないかというお話で、事業バッファのほうは本来は純資産項目というか、会計的に言えばそうなのですけれども、ただそれがどうしても合わさざるを得ないところがあるものですから、逆にその辺は少し話の適正性の説明の中で整理をしていく必要が出てくるのかなと。

そうすると、事業計画みたいなものの中期なり長期のワンクールがどのぐらいで、その間にどういう帳尻を合わせるかという話が、システムの期間であったり、一番長ければ庁舎の期間であったり、逆に言うとアイテムごとに、投資項目ごとにどういう長さでどういう帳尻を合わせるかというタイムラグ、時間軸の資金調達の意味での、何というか、いわゆる、ときどき今、世の中でも企業にお金が余っているとか余っていないという、そっちのサイドでのお金の話だし、事業リスクのバッファのほうはむしろ本当にリスクキャピタルとしてどのぐらい持ってなければいけないのという、そこのちょっと整理はしながらお話を進めていったほうが剰余金としてはいいのではないかなと。リスクバッファ分は、あずさんもこれぐらい必要と書いていただいたのですが、それは特定のリスクに対してこのぐらい持ったほうがいいねという前提から来る話だと思うので、そこ自身をまた参考に御議論させていただかなければいけないところにもあるかなというような気がするというのが、今「剰余金」というワーディングから来る整理としては必要なのかなという気がちょっとしたところなんです。

○小林委員長 ありがとうございます。

この場合の剰余金の特質といいますか、性格といいますか、それも明確にしながら議論していくというふうにしたいと思います。

○梶川委員 はい。

○小林委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。亀坂委員、どうぞ。

○亀坂委員 私はスライドの37枚目が非常に重要なポイントをまとめていただいているように思ったのですが、スライドの37ページと特に10ページを見比べると、この10枚目のスライドを誤解されていたのではないかなというふうに思っていました。というのは、年度をまたぐ借入が認められないような状況で、今、直近の剰余金の状況を見るともう本当に危機的で、即対策を打たなきゃいけない状況ではあると思うのですが、「剰余金」とい

う言葉のイメージが先行してしまっていて、実はだから37ページの箇条書きの2個目も、本当はそれこそ国会とかでもよく説明していただかなきゃいけない状況なのではないかと思ひまして、本来であれば大規模システム刷新とか庁舎改修とか、そういったものは、私のイメージでは積立金とか引当金として蓄積されてなければいけない、必ず確保されていなければいけないはずのものが全部、特許特別会計では剰余金に含められてしまっているがために、特許特別会計自体を変えられないにしても、実はそういう状況で「剰余金」というイメージがちょっとミスリーディングというか、誤解を与えかねないということをよくお示しいただいて、何らかの形でその内訳を開示していただかないと、どれほど危機的状況にあるかというのがやはりわかっていただけないのではないかなというふうに非常に思いました。

42枚目のスライドにも非常に関心を持ったのですが、42枚目は、本来であれば2011年以降、料金引き下げ、値下げをしなければ歳出入の試算はこうなっていましたということなのですが、今申し上げたような誤解の下に料金引き下げがひょっとして過去になされてしまったがために、今、危機的な状況にあるような感じにも私は思えてしまっていて、ですから本来であればよくこの剰余金の内容とか必要な、本来であれば積み立てておくべき額というのを2011年よりも前に認識していただいていたら、とても引き下げとかはそもそもできない状況であったのではないかと思います。ですので、この過去に遡っての検証からしても、結局は引き下げてはいけないものを引き下げてしまったようにも思えるので、元に戻さなければいけないのではないかなというのがまず直感的に思ったことで、剰余金の性格をよく説明していただいて、料金の値上げをしていただいたほうがいいのではないかなと思ひました。

あと、先ほどから47ページのアンケートの結果もお示しいただいているのですが、我々学者の間でもアンケート調査はよくやるのですけれども、アンケート調査をすると、絶対に自分たちがこっちになったらいいなと思うほうに丸つけをしてしまうので、料金は引き上げてほしくないという思いがあると、どうしても値上げをしたら申請件数を減らしますと出やすい面があると思うのですね。ですから、実際に実績として今後どうなっていくかというのを見ながら今後の料金設定というのを考えないといけないのではないかなと思ひました。予算実績差異分析とかでは、これからの実績をきちんと見ていかないとだめなのではないかと思ひました。特に、コロナとか、45ページ、46ページのシナリオ分析とかししていただいているのですけれども、それぞれ申請件数とかを見ていただいて、シミュレー

シヨンの結果で言うと今どれに相当しているのかとか、そういった形でシナリオ分析がどれほど当たっているのかとかを検証していただかないと、実際にどうなっているのかとか、価格の弾力性というのはわからないのではないかと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。

確かになぜ引き下げが行われたかという、剰余金の性格といいますか、この場合の、これはどういう性格なのかということを理解しないままに引き下げられてしまったのではないかということがあるのかもしれないですが、その意味で、先ほど梶川委員からも土居委員からもありましたリスクのバッファーのところで剰余金というものに何が含まれるのかということは明確にしていかなければいけないということだと思います。

それからもう一つのところは、まさしくそのとおりだと思うのですね。私からすると、やはりどのぐらい特許によって経済的便益を得ているのかといったことをもっと調査していただけるといいのかなというふうに思います。そうすると、やはり出願して特許を得た人たち、特許あるいは商標なりを得た人たちの便益というところが強調できると、もっと特許庁の役割が豊かになるかなというふうに思いました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。長岡委員、どうぞ。

○長岡委員 ありがとうございます。第一に、剰余金は今後、大半重要だと思います。日本の高度成長の時代は出願と収入が急速に増えたので、特許庁が投資をしていくときに事前に資金を用意しておく必要はなかったと思うのですね。ですけれども、今後は投資しようとするときに事前に資金を用意しておく必要があります。投資をすることが必要になってから値上げをしようとする、料金を大きく値上げしないといけなくなり、それはユーザーにも不利益です。長期的な投資を考えながら料金設定をしていく、料金設定は長期的な投資デシジョンだと考えてやらないといけない。2010年代の剰余金は計画されたものではなかったものですが、料金を値下げして還元をしつつ、しかしシステム計画とか庁舎の改修もちゃんとできたというところもある。ただ、今後は民間企業で言えば引当金とか積立金に相当するものだという認識で確保するようにしておくことが重要になっている。

料金制度について、先ほど土居先生が指摘された willingness to pay ですが、実は特許の場合は更新料があり、更新料を払うかどうかを意思表示する段階で willingness to pay を表明しているというところがある。これを使った研究というのはあり、それによると、特許権のライフステージが上がれば上がるほど willingness to pay は高くなり、価格を上げても余り影響を与えないという結果になっている。特許庁のほうでまとめられた、参

考資料の2ページの料金設定の考え方には、そういう認識も示されており、他の点も含め、ソフィスティケートされた基本的考え方が示されている。

まず、限界費用としての原価を回収するというのがまずどの事業でも料金設定の基本的な考えである。ただ、外部性を反映する。例えば出願には情報を他に知らしめるという効果があるので、そういう外部性がある行為には安くしてもいい。それから他社に迷惑をかける行為、例えば商標権を先取りする行為、これには混雑税を掛ける、そういう考えが反映されています。こうした料金だけでは回収出来ない費用、つまり固定費の回収は価格弾力性が低い更新料、しかも後期に高くするという考え方も示されている。こうした考え方は経済学者的に見てもかなりサポートできるものではないかと考えます。

それから、行政が追加的に負担する費用はできるだけ料金に反映した方が良い。例えば、早期審査等は審査官のほうも大変で、追加的な行政コストがかかりますので、法定の上限はありますけれども、そういった行政サービスには価格を高くするのが、本当はいいのではないかなど。現状では出願料金、審査料金一律ですので、サービスのコストに応じて回収をするという仕組みはあって良いと思っています。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。いろいろな論点を提示していただきまして、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。滝澤委員、どうぞ。

○滝澤委員 ありがとうございます。長岡先生にお伺いしたほうがいいのかもかもしれないですけれども、特許の質というのですか、先ほど小林委員長もおっしゃいましたけれども、将来のキャッシュフローというような話もありますし、いろいろなはかり方があると思うのですけれども、特許の質が長らくいろいろな制度改正があった中でどう変わってきたのかというのは非常に私自身、興味があります。特許の質はどうやってはかるのですかね。例えば被引用件数とか、あと三極出願とか、私はちょっと専門家ではないので細かい企業のレベルでは分析したことがないのですけれども、こういう制度変更があった中で、出願数も増えたり減ったりしている中でクオリティというのがどうなっているのかというのは、今後、料金改定を考える上で重要になってくるのではないかなというふうに1つ思いました。

2点目は、土居先生もおっしゃっていましたが、やはり価格弾力性の部分は気になるところで、何か変動させたら何かまたほかの部分が動いてくるのだと思うのですけれ

ども、例えばPCTの値上げというのを行ったりすると何が、例えば直接の出願というのがどうなるのかとか、直接特許を取得したい国に出願するものがどうなるのかとか、あとは全般的に値上げが行われるとスクリーニングが起きてクオリティが上がったりするのか、逆にクオリティが下がったりするのかとか、ベンチャーなどが出しにくくなるのか。中小の減免というのは変わらないのかもしれないのですけれども、そういうところに負荷がかかってなかなか出にくくなるのか、それともそうではないのか。そもそもユニークなものだから特許として出さない可能性もありますけれども、そういったところがより知れると価格の議論がしやすいのではないかと考えました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

今の御意見といいますか、御質問も含まれていましたけれども、特許の質とか価格弾力性の点とかというので、もし事務局のほうで何か情報があれば、お願いいたします。

○野仲調整課長 調整課、野仲でございます。今御質問いただきました特許の質というところ、大変難しい問題でございまして、我々も悩んでいるところでもありますけれども、まず出願をしていただくときの発明の内容そのもの、出願の質というのもございます。次にそれを審査をするプロセスにおける審査プロセスの質というのもございます。また結果として設定された特許権の質というところもございまして、それぞれ評価が必要かなと思っております。御指摘いただいたように価格が上がってきた場合にスクリーニングがなされる、出願されるものをよいものを選んで出していただくという意味では「厳選」という言い方をしますけれども、厳選が進んでいるのかなという認識はございます。また、審査のプロセスの質については我々、拒絶理由等がある場合も丁寧な起案をしてきちっとわかりやすくお伝えするなど、コミュニケーションの質も重視しておりまして、特許庁の実施庁目標にもしておりますけれども、ここがなかなか数字で表しにくいのですが、ユーザー満足度の調査の中では、年々その数字が上がってきていますので、こちらのほうはきちんと対応してきているかなというところがございます。

また最後に、実際に権利設定されたものの質ということですが、こちらのほうは一度権利にしたものがつぶれにくい、他者からチャレンジをされて新しく引用文献が見つかってしまうとかいうようなことがないことということと、逆に権利にすべきものを強引に削ってしまうようなことがないことの、両面あると思います。これは無効審判の請求の率とか成立率とか、あるいは査定不服審判の請求率とか、その成立率とか、そういうとこ

ろにも現れてくると思いますが、なかなかそれをトータルで見て今どういうふうになっているかというのを数字化するのは非常に難しい。それから外国特許庁にも出された同じ出願の比較というところもあって、特許庁の内部でそういうものは比較をして、常に問題がないようにということでウォッチングしておりますけれども、具体的に数字としてどうなっているかというのは一概になかなか言えず、我々としてもどういう形の指標がつかれるかというのは常に悩んでいるところでございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

ちょっと違うかもしれないのですが、中小の減免というのがありましたね。それがどういうところにインパクトを与えたかといいますか、御説明を受けたかもしれないのですが、もう一回確認させていただければと思います。お願いいたします。

○糟谷特許庁長官 中小減免は、これは審査請求料と PCT 手数料、1 年目から10年目までの特許料が対象です。中小減免が拡大されたのが一昨年度からなのでまだ2年ぐらいしかたっていないのですが、2018年度と2019年度を比べると、減免額が20億弱から40億強に倍になり、全特許出願件数に占める中小企業等の割合が、2015年の13.9%から2019年の16.1%に向上したという効果があったと理解しています。

他方で価格弾力性についての御質問があったのですが、過去3回、値下げをしているときの価格弾力性がわからないのかという話は、いろいろ検討しているのですが、実は特許をとるための料金というのは特許庁に支払う料金だけではなくて、いろいろな代理人費用とか、そもそも知財部の方々のいろいろな経費とか、そういうのも含めてということなので、10%、11%という引き下げを行い、10年間維持するための費用も下がってはいるのですが、なかなかどれぐらいそれが効果があったのかというのが見えにくい。リーマンショックの後、厳選する中で出願が減っているという中にむしろ飲み込まれてしまっているということもあるのかもしれませんが、なかなかそれが見えにくいというのが今の正直な悩みです。今後、本当に価格弾力性はどの程度かというところは我々ももう少し意識して、しっかりとデータをとりながら見ていけないかなという思いは持っておりますので、今後、料金が変わるときにそれをどういう指標でどんな形でモニターするのがいいのかというところを御相談をさせていただけるとありがたいと思っております。

答えになっていなくて済みませんが、今のところ、弾力性は我々として確認できていない、というのが正直なところであります。

○小林委員長 ありがとうございます。

いろいろ研究も、長岡先生によればいろいろな研究があるというふうに思いますけれども、特許庁としてもやはりこの出願と特許権の取得、あるいは動向ですね、先ほどの価格弾力性を含めてですね。いろいろなデータはお持ちだと思うのですが、データとしてはいろいろなデータがあると思うのですが、そういう論点に収斂した形でのデータ分析というのでしょうか、そういったものがもう少しできるのではないかとというふうに推察はしておりますのですが、いろいろデータを出していただいて、委員会のほうに提示していただけるともう少しいろいろ精緻にできると思います。

ほかにかがででしょうか。時間もあれなのですから、情報開示の在り方等も含めて御意見をいただければというふうに思います。土居委員、どうぞ。

○土居委員 情報開示に近いかもしれないけれども、先ほど委員長がおっしゃったような中小減免ですね。もう少し情報を出してもいいのではないかとというふうには思っています、一番シンプルなのは、結局どのぐらいの減免総額になったか。減免がなかったときに得られたであろう特許料や出願料の収入に比して、実際に対象になった方がお支払いになった金額というもののその差額というのは事実上、まあいろいろな言い方ができますけれども、収入として得べかりし収入が入らなかったという言い方もできるし、その分だけ中小企業の適用者に対する恩恵をその分、与えたという言い方もできるでしょう。そういう意味なので、その数字がもし出ているのだったらあれなのですから、私も金額、総額として幾らだったかというのがちょっと今までお伺いしていなかった部分もあってわからないので、そういうのがもしまだ開示されていないなら、当然開示されるべきだと思います。

それから、あとどういう方が適用を受けたかということについても、もちろん個人情報だとかというふうに言われると辛いのですが、でも公の仕組みを使って恩恵を受けているというわけだから、それはやはりそこを個人情報と言うべきではないのではないかと、いうふうにも思うわけですし、様々な法令に抵触しない限り、最大限開示をしてもいいのではないかと。全員という意味ではなくて、よく利用されている方とか、金額が大きい方とかという、そういう上位の方についてということだと思います。そういうところは必要かなと思います。

もちろん、中小減免だけの話で情報開示と言っているわけではないので、もし今後、先ほどの剰余金の話で言えば、せつかくこういうふうに委員会に剰余金の考え方とかお示し

されているということなので、それを今後、剰余金としてほぼ積立金に近いような考え方を適用するというのであれば、どういう根拠でもって今の名前で言うところの剰余金はその金額として必要だったかというところを説明するための根拠となる金額を開示していくということはあるのかなと思います。

ひとまず、もし何か、ちょっと私も後で意見が出てきたら追加したいと思いますけれども、以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

重要なことで、やはり実態ですね。実態の把握というのがやはりすごく重要で、そこが出願して、そのプロセスの中で、その中でどういう経済的な効果とか何かいろいろなことも出てきているのかということまで見られるとすごくいいのかなというふうに思いますので、そういった情報をお願いしたいなというふうに思います。

梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 私も今、土居先生の言われたことと一部重複するのですがけれども、独立採算でかつマーケットで、マーケット選択が効いている部分と効いていない部分があるという、こういう業務においてはやはりさっき中小企業のお話も出ましたけれども、まさに政策的なコストというものが非常に、さっきのプライシングの配分の問題でどういう方が負担してどういう方がその分、負担していないかというようなことは非常に重要なメッセージに社会的にもなられるかなという気がしますし、なおかつ一般論的に原価、これは難しいのですが、余り分解するわけにはいきませんが、一定の業務の中で原価を補っていない部分というのはやはり非常に明確さを出していく部分というのはどうしてもある。ただ、セットで出願とその後の特許維持費用で、これは1つの経済行為だからこっちはちょっと安くてこっちは高いねという、これはそういう形ですし、むしろより価格振興政策というか、経済政策上、中小企業だけではなくて、一定の政策的配慮をしているのであれば、それに対する明確なメッセージとしての整理というものもお出しいただくほうがわかりやすいのではないかな。

結局、価格弾力性が実際、結構わからないというようなものだとすると、逆に言えば原価積算の明細を出していくということがどうしてもガバナンスというか、説明、アカウンタビリティ上必要になってくるのかなと。私はやはり価格弾力性というのはプライベートグッズじゃないと実はなかなかわかりづらいところもあるし、市場財じゃないとちょっと価格弾力性というのはある意味ではちょっととりづらいところもないではないので、その

辺は全体としてさっき長官が言われたほかのコストと合わせてどのぐらいのこれが意思決定のボリュームになるのかということは、価格弾力性の前提としてちょっと御調査いただいたほうがよくて、実はこんなことに対する価格弾力性はほとんどないということもあり得ないではなくて、全体が100万かかるものの経費としての1万円が2万円になったからって弾力性があるという話では、極端に言えないようなこともないではないので、全体像としての経済的便益と特許コストというもののバランスというものもあるとは思いますが。

済みません、ちょっと2つ半ぐらいの話になってしまって。

○小林委員長 ありがとうございます。

どういう実態かというのをやはりセグメントというか、特許料とか商標とかPCTとかといったところで、出願料と審査請求料というところと、それから何年間、期間を分けた特許料というものの支払いの実態とか、そういったところも併せてどういうコストになっているのかということと、どういう負担、まあ負担と受益の関係を考えるということは非常に重要だというふうに思いますので、そういった観点で、とても、いろいろな特許料とかPCTとかというものの収支というのは出しているではないですか。だから、そのところをもう少し、そこに付加的情報といいますか、それを含めたところで実態をちょっと明らかにするということが、今、梶川先生がおっしゃった全体像を見た上でやはり料金設定をどうしていくのかとか、この会計自体をどうしていくのかという、そういうことの議論になるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに、亀坂委員、どうぞ。

○亀坂委員 私が一番思ったのは、スライドの51ページの「特別会計に係る情報開示の現状」というこれを見たときに、これだけでは何もやはりわからないという、正直言って私も見て、何だろーみたいな感じで、内訳とか全然わからないわけですから、これも今、特許庁に限らず経済財政運営の見える化とか、エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングとか、何かそういった動きがほかのところでも、内閣府とかいろいろなところでもあるのに乗り遅れてしまっている感じが非常にしますので、まずはこの51枚目のスライドの内容をよく、だれが見てもパッと見てわかるように見える化していただく。で、急に特許特別会計を変えるとかいうのは難しいのですが、普通の民間企業であればIR活動だのCSR活動だのいろいろな決算説明会などで実際、こうなっていますといろいろ情報開示をしているので、ここまで歳出入が悪化して放置されてしまった一番の理由は、見える化自体がやはり進んでいなかったのではないかというふうな印象を持ちました。ですので、実

質的に内容がわかる形であれば今の時点でも資料を作成することは可能なのでしょうか、実際問題として必要と思われる引当金や積立金とか準備金に相当するようなものが確保されていないというのがわかるような資料をどんどん出していくべきではないかと思いました。とにかく情報発信が不足していて、誤解されて、誤解の下に料金の引き下げが行われてしまったということではないかと思いました。

○小林委員長 ありがとうございます。

情報開示、情報発信は非常に重要だというふうに思います。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今ほどのお話と重複するのですが、やはりこの51ページから一步進むという意味でメッセージ性とわかりやすさが重要であるということと、あとディスクロージャーをするに当たっては全体像のお話と、今回の料金体系に関するもののような論点など、全体と個別論点という構成で分けて、どちらかだけに偏らないようにする必要があらうかと感じます。全体のメッセージにつきましては、特許庁目標と、それからそれぞれ特許とかPCTとか、今、開示していただいているような目標に対応したディスクロージャーというものが考えられるかと思えます。ただ、それだけですとやはり料金体系の収支の説明には及ばないため、先ほどの参考資料2の変動的な費用、それから固定的な費用のお話しや、委員長からも収支の対応が重要であるということの御指摘がございましたけれども、そういった収支の対応に合ったディスクロージャー、個別論点でのディスクロージャーも必要かと思えます。

あとは本当にわかりやすさという意味では非常に基本的な見える化という意味で、やはりメッセージに対応した予算、それから予実の結果、それから経年比較といったそういう基本的なデータ、既に今日の資料にもたくさん入れていただいていますけれども、そういったところを組み合わせるだけでも十分に価値のある資料にならうかと思えます。以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

この委員会でも出していただきたいのですけれども、一般にも情報開示というものが必要で、この特会自体がどういう状況にあるのかということと、これは本当にこの知財の、特許庁の本当にミッションでもあるところにもつながってきますので、その情報の提供、情報の開示、多分いろいろな情報があって私たちもいっぱいいろいろな情報を提示していただいたのですけれども、それが一貫して全体像を示すというところの、何というのでし

よう、論理的なリンケージというのがちょっとなかなか、いろいろつながっていない部分があって、それは今日いろいろな御意見をいただきましたけれども、その論点でつなげていただいて説明、本当にアカウンタビリティだと思うのですけれども、をしていただくことが必要なのだというふうに私も強く思います。

事務局から、どうぞ。

○齋藤総務課企画調査官 事務局から補足させていただきます。先ほど、亀坂委員はじめ御指摘いただきましたが、51ページの貸借対照表なのですけれども、こちらは代表ページのみを抜粋しています。この財務諸表全体には各項目について、より詳細に記載されていますけれども、先生におっしゃっていただいている剰余金の内訳等も含めて分かりやすく説明していくことが大事かと考えてございます。

あと、済みません、ちょっと戻りまして申し訳ないのですけれども、価格弾力性に関しまして、土居先生をはじめ大変貴重な御意見をいただきました。事務局のほうでも参考資料の中でこれまでの特許出願等の料金とその件数の比較を並べてございまして、そこから可能な限り分析をしたところですが、ただ、この料金改定と併せて、実際には審査請求期間の短縮等の改正がされたりしてございまして、どちらの影響なのかを見積もることがなかなか難しかったという点もあります。諸外国特許庁の調査も行っておりますが、例えばUSPTOでは弾力性は低いとしているとか、韓国とか英国とかも概ね同様の結果が報告されていますけれども、今後、外国特許庁等の状況を踏まえながら、また梶川先生からも大変貴重な御指摘をいただきましたので、全体としてどういうふうにアカウンタビリティを保っていくのかといった観点から、引き続き精査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

今ちょっとまとめに入ったような感じがいたしましたけれども、ほかにもいろいろ、今日、本当にいろいろ御意見をいただきまして感謝いたしたいと思いますが、ほかにもいろいろ留意事項等におきまして検討に必要なデータとか、これから検討していかなければいけないこと等を含めて今御議論いただいたところでありまして、何かございましたら御意見をお願いしたいと思っております。

オブザーバーの皆さんもどうぞ御意見をいただければ、お願いいたします。

○戸田オブザーバー 日本知的財産協会の理事長を務めています日立製作所の戸田と申します。出願人に関しいろいろな御議論がなされてございまして、非常に興味深く伺っており

ました。

48ページの「料金値上げがあった場合の対応について」に関し、最も回答数が多いのは「保有している国内の権利の数を減少させる」という回答でした。手続に関する出願料とか審査請求料の料金と特許料の料金とはバリューが違うのかという議論は、関心を持っているところです。特に「国内の権利の数を減少させる」という回答は、3番目に回答が多い「予算の総額を見て対応する」という回答と関連があると思われます。国内の権利の数というのは、件数というよりも総額でキャップが決まっているので、その中での調整をしていると思われます。具体的に言うと1年から10年までと10年から20年までの特許料は、料金も違うのですけれども、価値が大分違うのだと思います。10年以上保有する特許というのは基本的な特許だとか、ライセンスをしている特許だとかそういった重要な特許です。10年未満の特許は、自社では実施はしていないものの第三者が実施するのを防ぐ、牽制効果があるから保有しているという特許がかなり含まれています。

私は、10ページでございます、特許における歳入の2010年と2019年の割合の変化に注目しておりました。2010年の歳入では登録に相当する部分と出願・審査のような手続の部分がほぼバランスしていますが、2019年は登録のほうが多くなっています。これは1年から10年の特許の多くを保有している表れではないかと思えます。料金を上げるとその部分が減ってしまって歳入全体が減る可能性もあるのですが、価値に着目して判断してもよいのではないかと思います。特許保有者からすると、言い方はよくありませんが、あってもなくてもいいような権利である一方、第三者にとってみると、特許は独占排他性が強いのでビジネス活動を阻害している権利ということにもなりますよね。そのあたりを分析をしていくと、特許料をどういった段階的な料金設定にすればいいのか、という検討も進められるのではないかと思います。他国比較でも、欧米は10年以降の料金はむちゃくちゃ高いです。かつて日本も高かったです。数回の法改正でぐっと下げてしまって、傾斜を緩やかにしてしまったところにも問題があったのではないかと思います。

先ほど特許の質とかバリューという話がありました。コーポレートガバナンス・コードに「知的財産」という言葉が入ってきて、企業が特許出願の件数とか、ライセンスインカムとか、特許を見える化し、マーケットに対してどのように開示していくのかというところが問われているのです。特許の価値は、企業によって、業界によって全く一様ではありません。医薬のように一物一権の権利の分野では、特許があるかないかで大きく売上などに影響を与えます。そういった業界はものすごく権利を大事にしますね。しかし、エレ

クトロニクスとか IT の業界では、特許が藪の状態になっていますから、権利をたくさんとるといっても、イノベーションを加速しているのだということを示すために特許出願のほうに重きを置いている会社もあります。企業が知的財産、特に特許を重視しているのか否か、特許に対してどのような価値があると考えているのかはそれぞれの企業ごとに異なると思います。しかし、切り口として、産業セクターごとに分析を試みるというアプローチは結構有効ではないかという気はいたします。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。大変貴重な御意見をありがとうございます。大変分析の仕方に論点が……。

○土居委員 1点だけ今の。

○小林委員長 はい、土居委員、どうぞ。

○土居委員 大変勉強になりました。1点だけお伺いしたいのは、予算の総額でという話なのですが、それと特許の質という話と関係するのですが、ある特許で産み出されている収益が相当多いということが紐づけられるような形でわかっているけれども、予算制約があるといったときに、特にもう10年を超えているような一番特許料が高いところの特許でもそれなりに会社に収入が入っているという場合は、それは何か特別扱い、じゃあその特許だけはもう収入がこれだけ入っているのだからその予算の枠とかにはとらわれずに特許を持ち続けようとかというような、何かそういうような判断というのはございますでしょうか。

○戸田オブザーバー 御質問、ありがとうございます。現実問題としてそういうことはあります。本音ベースで申し上げれば、稼いでいる特許というのは多くはありません。したがって、そういった重要な特許は料金が値上げされても維持すると思います。それが予算の枠を超えてしまえば、企業で言うと予算外申請をして、財務・経理部門や経営幹部と折衝して、予算外で認めていただくということは多くの会社でやっていると思います。

○小林委員長 ありがとうございます、貴重な御意見で。

オブザーバーの方から、お三方、御発言がございますので、順次お願いしたいと思います。最初に日本商工会議所の山内様をお願いして、続きまして弁理士会の市川様、経団連の萩原様に御発言いただきたいと思います。その順番でお願いいたします。

○山内オブザーバー 日本商工会議所の山内でございます。商工会議所は全国で120万を超える中小事業者と大企業の皆様に御加入いただいております。今回、中小減免の話も

委員の方々からご指摘がございましたので、発言させていただきます。私は、この小委員会の前提となる基本問題小委員会で中小企業支援の立場から意見を申し上げてまいりましたので、今回、提示された方向性に異論はございません。私ども商工会議所としましては、人口減少社会において企業が成長力を確保して稼いでいくためには、知財等を活用した付加価値向上しかないと考えております。中小減免につきましては、海外事例を踏まえて長年の要望活動が漸く実現したものでありまして、制度が創設された後のセミナーなどでのアナウンスメント効果自体は間違いなくあったのかなと思います。今、足元はコロナ禍でそれどころではないという状況かと思いますが、残念ながら中小企業の知財に対する意識はそれほど高くないというのも事実です。中小企業の意識を高めるためにも、中小企業庁が作成した契約のひな形やガイドラインを活用しつつ、日本弁理士会の皆様などとも連携して裾野を拡大していきたいというふうに思っています。先ほど、コーポレートガバナンス・コードの話も出ましたけれども、社会全体として知財に関する関心は高まってきているのかなと思いますので、これからこれを種に成長させていきたいなというふうに思っているところです。

そうした中で、今回の検証の中では独立採算の事業、特別会計でありますので中長期の費用対効果が重要とのご指摘もありましたけれども、今後のシミュレーションを見ますと、高位シナリオでも23年がピークで横ばいから下がっていくような非常に苦しい見通しになっています。財政検証なのでこれはこれで仕方ないというふうに思っておりますけれども、やはり特許出願を底上げしていくという議論も大事なのではないかなと考えており、出願増につながることもイメージしながらの設計が必要かなというふうに思っています。

料金体系の見直しにつきましては、中小企業の予算は、今年度は5億円削減ということで、これはやむを得ないというふうに思っておりますけれども、今後の知財を育てるといいますか、いわば種まきに当たるような予算でもありますので、削りすぎないように、真に必要な部分についてはしっかり残しながら、この出願件数の伸びの減少にならないような配慮をいただければと思います。我々も底上げに協力してまいりたいと思っています。その意味でも、必要な歳出削減はもちろん必要ですけれども、デジタル化などの前向きな新しい歳出は残すことが必要かなというふうに思っています。

あと、多くのユーザーは特にこの動き、料金体系の見直しの動きを十分に承知していないところもありますので、料金体系の見直しがマイナスの行動変容につながらないように、必要な業界団体とか企業への丁寧なヒアリングや事前調整など、こういったものを含めて、

先ほどありましたような価格弾力性など、納得性を高めるような形での改革をぜひお願いしたいなと思っております。この場の議論は非常に重要だと思いますので、これからフォローしていきたいと思っております。

○小林委員長 ありがとうございます。

続きまして、弁理士会の市川様、お願いいたします。

○市川オブザーバー 日本弁理士会の市川です。本日はオブザーバー参加させていただきまして、ありがとうございます。ユーザーの代理人として特許庁様のサービスを利用させていただいているという立場から、少しコメントさせていただきたいと思っております。

御検討に当たりまして、歳出を抑えるという点では、特許庁様の世界最速・最高品質の知財システムを維持・発展できるようにしつつ、実施をしていただきたいと考えております。また歳入を増加させるという点に関しましては、値上げによりユーザーが出願数を絞り込むというアンケート結果も見られます。出願件数の減少がその数年後の特許件数の減少にも直結するという点もありますので、出願件数の増加につながるような日本の知財制度の利用に対するモチベーションを高める施策の検討も同時に行っていただきたいと考えております。

以上になります。

○小林委員長 ありがとうございます。

続きまして、経団連の萩原様、お願いいたします。萩原様、お願いいたします……。

一時退室されてしまったようですので、今、貴重な御意見を日本商工会議所の山内様、弁理士会の市川様からいただきました。

そろそろ時間でございますが、今日いろいろな観点から委員の皆様から、またオブザーバーの皆様から御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。いろいろな視点を加えて、更に次回の委員会に向けて事務局のほうも資料を作成していただき、また更に検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。本当にありがとうございました。

本日予定されております議事は以上となります。最後に事務局から何かありますでしょうか。

○清水総務課長 冒頭でもお伝えをさせていただきましたとおり、本小委員会是一般傍聴及びプレスへのリアルタイムの公開を行っておりません。議事録を速やかに公開をすることで議事の公開性、透明性を確保していくということになってございます。つきま

しては、本日の議事録につきましては委員の皆様方に2日前後という短期間での御確認をお願いをすることになる予定でございます。何卒御承知おきをいただけますようお願いを申し上げます。

○小林委員長 ありがとうございます。

以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第1回財政点検小委員会を閉会いたします。

次回、第2回の小委員会は6月14日を予定しております。本日は長時間の御審議、本当にありがとうございました。

閉 会